

## ヘルプライン制度のご利用について

当組合では、組合内の法令違反等の不正行為を未然防止・早期発見及び是正することで、組合の健全な経営・発展を図ることを目的としたヘルプライン制度を導入しています。

組合の業務に関しての倫理、法令に抵触する可能性のある事項についての相談や通報はこれまで組合の役職員に限られていましたが、このたび、要領の改訂に伴い、組合員・利用者の方にも対象が広がり、組合に対し相談や通報ができるようになりましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、ここでいう相談とは、相談窓口に対し組合の業務に関して、倫理、法令に抵触する可能性のある事項について、定められた手法・手段により、その是非や対応方法について助言を求めることであり、通報とは、通報窓口に対し組合の業務に関して、倫理、法令に抵触する可能性のある事項について、定められた手法・手段により、把握した事実を通知することをいいます。

記

### 相談及び通報窓口の利用者

当組合の全ての役職員及び組合員・利用者の方

### 対象となる事象

組合の運営におけるコンプライアンスに関する事項（法令違反、不正行為、人事労務、ハラスメント関連）

### ご利用方法

窓口は赤城橘農業協同組合企画管理部長とし、相談・通報手段は電話、ファックス、手紙、書面、面会にて受け付けております。

### ご利用にあたって

- 匿名による相談・通報も受け付けております。
- ご相談・通報いただいた内容は、ご本人の承諾を得ない限り、相談・通報内容を解決するために最小限の範囲の関係者のみで共有します。
- ご相談・通報されたことを理由にご相談・通報者に対して不利益な取扱いを行うことはいたしません。ただし、個人への誹謗中傷、またはその他不正の目的で通報された場合は、この限りではありません。

### 【相談及び通報窓口】

赤城橘農業協同組合 企画管理部長

〒379-1124 群馬県渋川市赤城町滝沢 64-2

Tel0279-56-4151 Fax0279-56-4152